○経済産業省令第二十九号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二十条第二号を実施するため、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十七日

経済産業大臣　海江田万里

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二　需要開拓支援法人は、法第二十条第二号の情報の提供を行うに当たり、エネルギー環境適合製品（事業の用に供されるものに限る。以下この条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、その情報の提供により普及が促進されることにより、エネルギーの安定供給の確保又は環境への適合に著しく寄与することが見込まれるものとして経済産業大臣が定めるものについて、他のエネルギー環境適合製品に優先して積極的に情報を収集して行うものとする。

一　法第二条第三項第一号に掲げるエネルギー環境適合製品であって、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第二条に規定する新エネルギー利用等に資するものであること。

二　法第二条第三項第二号に掲げるエネルギー環境適合製品であって、かつ、次のいずれにも該当するものであること。

イ　そのエネルギー環境適合製品と同じ機能を発揮する機械類のうち、平成二十三年四月一日においてエネルギーの消費に係る二酸化炭素の排出量が最も少ないものから、その使用されている同日における台数を順次合計して得た台数が、当該機械類全体の台数の十五パーセント以内の範囲内に含まれるものであること。

ロ　そのエネルギー環境適合製品と同じ機能を発揮する機械類のうち、エネルギーの消費に係る二酸化炭素の排出量が、そのエネルギー環境適合製品と同じ機能を発揮する機械類の平均の七十パーセントを下回るものであること。

ハ　平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの三年間にエネルギーの消費に係る二酸化炭素の排出量に係る削減の効果（そのエネルギー環境適合製品と同じ機能を発揮する機械類に係るエネルギーの消費に係る二酸化炭素の排出量の平均から当該製品に係る当該排出量を控除して得られるものに、当該三年間における当該製品の普及の見込みの程度を乗じて得られる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。以下同じ。）が一万五千トン以上になることが見込まれるものであること。

三　法第二条第三項第三号に掲げるエネルギー環境適合製品であって、かつ、次のいずれにも該当するものであること。

イ　そのエネルギー環境適合製品と同じ機能を発揮する機械類のうち、平成二十三年四月一日においてその使用に際してのエネルギーの消費に係る二酸化炭素の排出量が最も少ないものから、その使用されている同日における台数を順次合計して得た台数が、当該機械類全体の台数の十五パーセント以内の範囲内に含まれるものであること。

ロ　そのエネルギー環境適合製品と同じ機能を発揮する機械類のうち、エネルギーの消費に係る二酸化炭素の排出量が、そのエネルギー環境適合製品と同じ機能を発揮する機械類の平均の七十パーセントを下回るものであること。

ハ　平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの三年間にエネルギーの消費に係る二酸化炭素の排出量に係る削減の効果（そのエネルギー環境適合製品と同じ機能を発揮する機械類に係るエネルギーの消費に係る二酸化炭素の排出量の平均から当該製品に係る当該排出量を控除して得られるものに、当該三年間における当該製品の普及の見込みの程度を乗じて得られる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。以下同じ。）が一万五千トン以上になることが見込まれるものであること。

四　法第二条第三項第五号に掲げるエネルギー環境適合製品であって、前三号に掲げる製品のいずれかにエネルギーを充てんするために用いられるものであること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十八条の二第二項第四号の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官　久保　信保

第一中「第二十八条の二第一項第三号ハ」の下に「及び第二項第四号」を加える。

第三の二中「規則第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号」を「規則第二十八条の二第二項第四号並びに第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号」に改める。

第四中「規則第二十八条の三第四項第十号」を「規則第二十八条の二第二項第四号及び第二十八条の三第四項第十号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十二月一日から施行する。

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十条第四項第四号イ、第六号の二、第八号、第十号及び第十一号の規定に基づき、不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）及び不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成七年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官　久保　信保

（不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部改正）

第一条　不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

第四第一号㈡ハ㈠の表及び同号㈢ハ㈡の表中「及びＨＦＣ－二二七ｅａ」を「、ＨＦＣ－二二七ｅａ及びＦＫ－五－一－一二」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第一項、第四条の二の四第五項第六号、第四条の二の十四第五項、第三十一条の六第七項第六号、第五十一条の七第一項及び第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、甲種防火管理再講習について定める件（平成十六年消防庁告示第二号）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官　久保　信保

（甲種防火管理再講習について定める件の一部改正）

第一条　甲種防火管理再講習について定める件（平成十六年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「修了した日」及び第二号中「直近の再講習の課程を修了した日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間を定める件の一部改正）

第二条　消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間を定める件（平成十二年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第一中「交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部改正）

第三条　消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成十四年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

第一中「交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（不活性ガス消火設備等の選択弁の基準の一部改正）

第二条　不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成七年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第六の表消火設備の種別の欄中「及びＨＦＣ－二二七ｅａ及びＦＫ－五－一－一二」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。